

第2号議案 定款の一部変更の件

[変更理由]

第4章 総会

第14条 招集

第1項に総会の招集は理事会の決議に基づき会長が招集するとなっているが、会長が欠けた場合又は会長に事故ある場合の招集について、定めておく必要があるため。

第5章 役員

第19条 役員の設置

本会に次の役員を置く。

理事 20名以上40名以内

監事 2名

となっているが、令和6年の改正公益認定法により、監事のうち少なくとも1名は外部監事とされたため、以下の通り定めることとしたい。

理事 20名以上40名以内

監事 1名以上3名以内

外部監事に事故があった場合に備え、2名の外部監事を選任しておけば万全である。

詳細については、別紙新旧対照表を参照